

入 札 説 明 書

入札その他の取扱いについては、国立大学法人宮崎大学会計規則、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程によるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 貸付物件 宮崎大学構内における自動販売機設置場所の不動産貸付
- (2) 貸付期間 平成29年1月1日～平成32年3月31日
(詳細は下記19「貸付期間」のとおり)
- (3) 物件の内容 別紙貸付条件による

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
 - ア．契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ．公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ．落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ．落札したが契約を締結しなかった者
 - オ．監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - カ．正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - キ．前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ク．違法（不法）行為による刑事罰等を執行された者

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成28年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本社もしくは支社を九州地区に有し、宮崎市内において自動販売機の設置・管理実績を1年以上有する者。
- (6) 入札公告において法令等の定めによる、許認可等に基づいて営業を行う必要があ

る者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所、競争参加資格確認のための書類及び履行できることを証明する書類等の提出場所、提出期限

- (1) 提出場所 〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課企画管理係資産担当
電話番号：0985-58-7997
- (2) 提出期限 平成28年12月2日(金) 17時00分
提出場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

4 入札執行(開札)日時及び場所

- (1) 入札日時：平成28年12月9日(金) 15時00分
- (2) 入札場所：宮崎大学事務局4階会議室(木花キャンパス)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除。
- (2) 契約保証金
免除。

6 入札場の自由入退場の禁止

入札場には、競争加入者又はその代理人(以下「競争加入者等」という。)並びに入札執行事務に関係のある職員以外は入場することはできない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、一旦入場した者は退場することはできない。

7 競争入札の延期及び廃止

競争加入者等が相互に連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、本競争入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

8 入札書の記入及び提出方法

- (1) 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (ア) 貸付物件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (2) 入札書は封書に入れ封印し、その封皮に競争加入者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び上記1の競争入札に付する事項(1)(2)及び入札日時を記載し、入札公告に示した日時に指定の場所に提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、当該入札は土地の貸付にあたり非課税となるため(消費税法第6条第1項)、入札書に記載された金額を落札価格とする。

9 入札書の訂正

競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に二線を引き押印するものとする。

10 競争参加資格確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、履行ができることを証明する書類を上記2の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格確認のための書類」という。）とともに、上記3(2)の提出期限までに提出しなければならない。
- (2) 競争参加資格確認のための書類及び履行ができることを証明する書類は別紙により作成する。
- (3) 競争加入者等は、入札日の前日までの間において、契約担当役から履行ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (4) 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した業務の履行ができるかどうかの判断以外に競争加入者に無断で使用することはない。
- (6) 一旦受領した書類は返却しない。
- (7) 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務の履行ができるかどうかの判断の対象としない。

11 入札談合の禁止

- (1) 競争加入者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 競争加入者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者等と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 競争加入者等は、落札者の決定前に、他の競争加入者等に対して入札金額を意図的開示してはならない。

12 入札書の引換え等の禁止

競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

13 代理人をもって入札する場合

競争加入者等は、代理人をもって入札に参加する場合は、代理委任状を提出しなけ

ればならない。

14 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 競争参加資格のない者の提出したもの
- (2) 貸付物件名及び入札金額のないもの
- (3) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 貸付物件名に重大な誤りのあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確なもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していないもの
- (8) 郵便等によるもの
- (9) その他本学の指示に従わない者の提出したもの

15 落札者の決定方法

- (1) 上記 8 に従い入札書を提出した競争加入者等であって、上記 2 の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

16 再度入札

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

17 契約書の作成

契約の締結に当たっては、別紙契約書（案）により契約書を作成する。

契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（落札者が遠隔地にあるなど特別の事情があるときは、合理的と認める期間）に契約書の取り交わしを行うものとする。

18 異議の申し立て

競争加入者等は入札後、本説明書、契約書（案）その他本学が提示した一切の条件等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19 貸付期間

貸付期間：平成29年 1月1日～平成32年3月31日 15台

平成29年 4月1日～平成32年3月31日 31台

平成29年10月1日～平成32年3月31日 2台

※内訳は別紙「自動販売機設置場所詳細条件」を参照のこと。

20 代金の納入方法

契約書（案）第5条に示すとおりとする。

21 本件の問い合わせ先

契約条項、その他不明の点は、次のところにお問い合わせ下さい。

国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課企画管理係資産担当

電話番号：0985-58-7997

別 紙

競争参加資格確認のための書類及び履行ができることを
証明する書類等

1. 競争参加資格の確認のための書類
 - (1) 平成28年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格） … 1部
 - (2) 不動産使用申込書（様式有り） … 1部
 - (3) 誓約書（様式有り） … 1部
2. 履行ができることを証明する書類
 - (1) 本文2の（5）に該当する他施設における設置・管理実績（契約書・使用許可書等） … 1部
 - (2) 取扱商品と、その商品のメーカー小売希望価格がわかるカタログ、一覧等（様式自由） … 1部
3. 入札書を提出する際に提出する書類
 - (1) 代理人による入札にあつては代理委任状（様式有り） … 1部
4. 落札者に対して求める書類
 - (1) 支払申出書（様式有り） … 1部

（注1）上記1及び2は、本文3に記載する競争参加資格確認のための書類及び履行できることを証明する書類等の提出期限（12月2日（金））までに提出すること。

（注2）上記1（1）及び2（1）は、写しで可。

（注3）上記4は、契約締結までに提出すること。

（注4）上記提出書類の他、事情聴取及び補足資料の提出を求める場合がある。

なお、事情聴取及び資料提出の求めに十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者とししない。

貸付条件

1. 貸付物件の概要

- (1) 貸付物件名
 - ・宮崎大学構内における自動販売機設置場所の不動産貸付
- (2) 使用目的
 - ・宮崎大学における飲料用自動販売機(以下「自動販売機」という。)について、以下の条件に基づき設置、運営するものとする。
- (3) 設置場所 別紙自動販売機設置場所詳細条件のとおり
- (4) 設置台数
 - ・自動販売機:飲料用48台
 - ・自動販売機で販売する缶・ペットボトル等に対応する回収ボックス:必要数
- (5) 設置面積 1台当たり2㎡以下とする
- (6) その他
 - ・電気メーター設置及び電源工事については、設置者の負担により工事を行うこと。

2. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

- (1) 自動販売機の規格等
 - ① 外観色は設置場所周辺の施設等と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上、決定するものとする。
 - ② 省エネ、バリアフリー、環境に配慮した自動販売機を設置するものとする。
 - ③ その他特に指定のない事項については、全国清涼飲料工業会制定の「自動販売機自主ガイドライン」を基に、安全管理、防犯対策、転倒防止等に努めること。
- (2) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの規格
 - ア 素材はプラスチック製又は金属製とし、外観色は設置場所周辺の施設等と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上、決定するものとする。
 - イ 回収頻度を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積を有すること。
 - ウ 収容の対象となる容器を明記し、投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けがあるものとし、一般ゴミとの混入防止を図ること。
 - エ 回収ボックスは、一般ゴミを除く、アルミ製缶、スチール製缶、ペットボトルなど設置する容器に合わせて設置するものとする。
 - ② 使用済み容器の処理
 - 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (3) 自動販売機の設置及び管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
 - ② 設置者の設置した自動販売機の管理の委託を受けた者(以下「管理者」という。)を別に設ける場合には、設置者が本学に対して管理者の氏名、連絡先等を書面で通知す

ること。(書式は自由)

- ③ 設置者において、「自販機統一ステッカー」若しくはこれに準ずるステッカーを貼付、設置者、管理者(設置した自動販売機の維持・管理を行うもの)、並びに故障、苦情等の連絡先を明記すること。
- ④ 設置者又は管理者において、専門技術を有するサービス員による保守業務を随時行つて維持に努めること。
- ⑤ 設置者又は管理者は、故障時には 1 時間以内に故障対応を行う体制を有していること。
- ⑥ おぎゃー献金に対応する自動販売機を本学が指定する場所及び台数(最大5台)を設置すること。
※おぎゃー献金(URL:<http://www.ogyaa.or.jp/>)
- ⑦ 災害時に非常用飲料水として対応する自動販売機を本学が指定する場所及び台数(最大10台)を設置すること。

3. 販売商品の種類等

(1) 種類

・酒類を除く、お茶、ジュース等とする。なお、本学が商品の設置を許可しない場合には当該商品を設置しないこと。

(2) 販売価格(消費税込)

・メーカー小売希望価格より10円減額した価格とする。

ただし、医学部附属病院内に設置したものにおいては、メーカー小売り希望価格とする。

4. 不動産貸付料

・落札価格とする。

5. 電気料等

・設置されたメーターにより計測した使用量に基づき、設置者が負担する。

6. 設置にかかる費用

・自動販売機、使用済み容器回収ボックス及び電気メーターの設置、維持管理及び撤去にかかる費用は、設置者が負担する。

7. 自動販売機設置に伴う事故

・本学の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うものとする。

8. 商品等の盗難及び破損

(1) 本学の責に帰することが明らかな場合を除き、本学はその責を負わない。

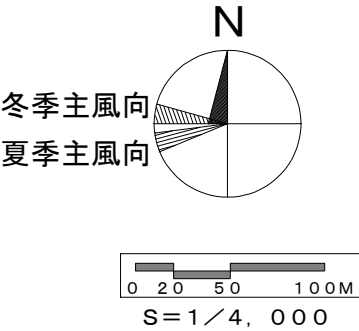
(2) 設置者は商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により、速やかに復旧しなければならない。

以上。

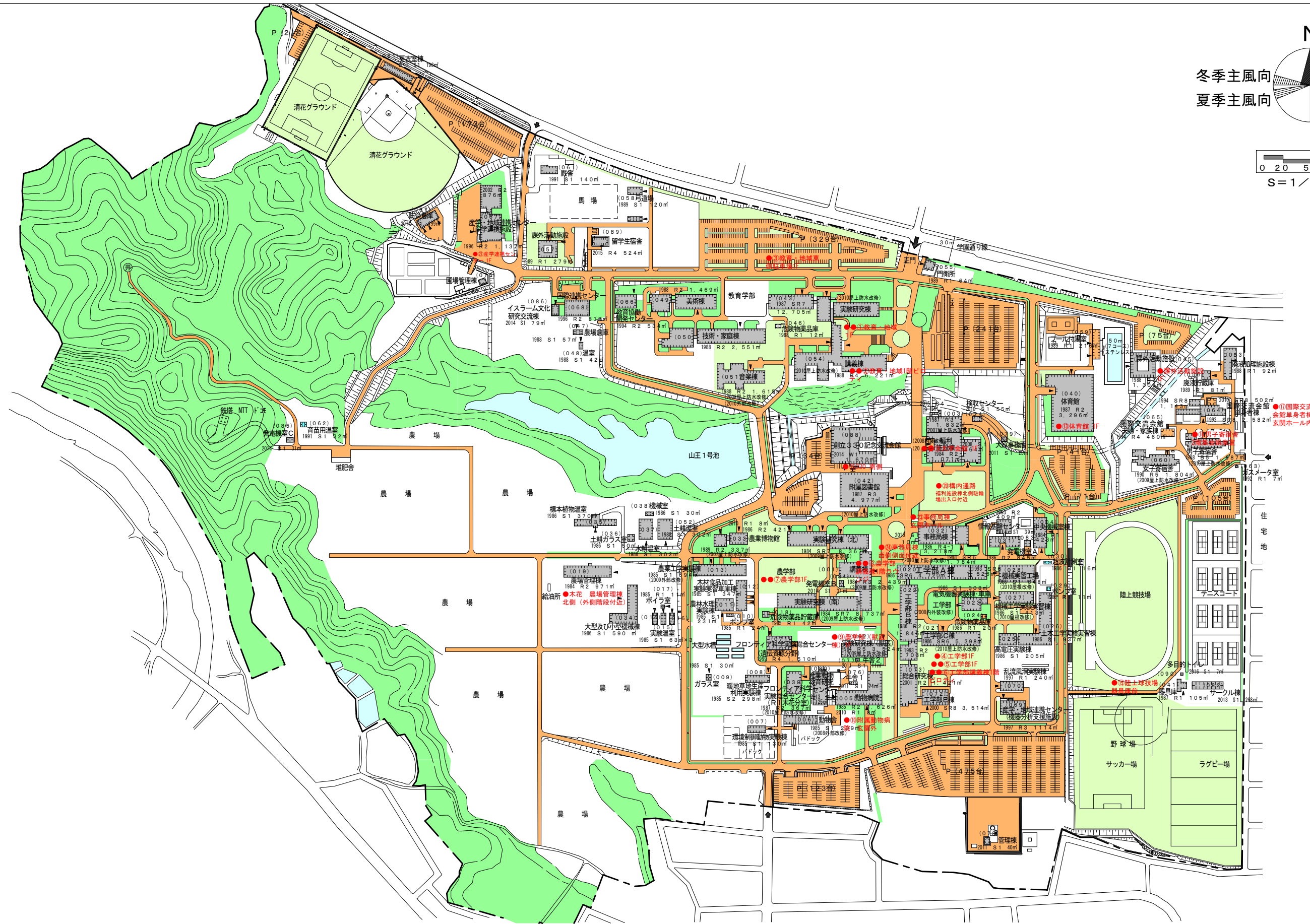
自動販売機設置場所詳細条件

地区	整理番号	設置エリア	設置場所	台数	売上見込本数	運用開始日	部局名
木花・住吉地区	1	教育学部・地域資源創成学部	1F	2	14,300	平成29年1月1日	教育学部 地域資源 創成学部
	2	教育学部・地域資源創成学部講義棟	1階ピロティ(内1台紙コップ対応)	2	50,000	平成29年4月1日	
	3	教育学部・地域資源創成学部東側駐車場	1F	1	13,800	平成29年1月1日	
	4	工学部	1F	1	14,100	平成29年1月1日	工学部
	5	工学部	1F	2	42,800	平成29年1月1日	
	6	工学部講義棟	1階ピロティ(内1台紙コップ対応)	2	67,000	平成29年4月1日	
	7	農学部	1F	2	20,700	平成29年1月1日	農学部
	8	農学部講義棟	1階ラウンジ(内1台紙コップ対応)	2	35,000	平成29年4月1日	
	9	農学部(獣医棟)	1F	1	7,200	平成29年4月1日	
	10	附属動物病院	玄関外	1	2,900	平成29年1月1日	
	11	木花フィールド農場管理棟	北側(外側階段付近)	1	2,000	平成29年4月1日	
	12	住吉フィールド実験研究棟	北側出入口付近	1	3,300	平成29年4月1日	学生支援部
	13	体育館	1F	1	13,800	平成29年1月1日	
	14	大学会館	1F	1	6,300	平成29年1月1日	
	15	330	南側	1	6,500	平成29年1月1日	
	16	男子寄宿舍	2階集会娯楽室	1	2,800	平成29年4月1日	
	17	国際交流会館単身者棟	玄関ホール内	1	4,000	平成29年4月1日	
	18	課外活動施設	1F	1	5,600	平成29年1月1日	
	19	陸上球技場	器具庫前	1	9,300	平成29年4月1日	
	20	構内通路	福利施設棟北側駐輪場出入口付近	1	5,800	平成29年4月1日	施設環境部
	21	産学連携センター	1F	1	2,500	平成29年1月1日	
	22	職員会館「青雲荘」	建物南側屋外	1	3,500	平成29年1月1日	
	23	事務局棟	玄関ホール付近	1	7,900	平成29年4月1日	
	24	事務局棟	西側壁面付近	1	5,000	平成29年4月1日	
小計				30	346,100		
清武地区	25	医学部	講義実習棟南側屋外	3	74,000	平成29年4月1日	医学部
	26	医学部	体育館	1	5,100	平成29年4月1日	
	27	病院	管理棟1階	1	12,000	平成29年4月1日	
	28	病院	手術部休憩室3階	2	9,100	平成29年4月1日	
	29	病院	看護師寮1階	1	1,900	平成29年4月1日	
	30	病院 設備室付近	病院1F	2	2,000	平成29年4月1日	
	31	病院 郵便局横	病院1F	1	5,000	平成29年10月1日	
	32	病院 管理課東出入口	病院1F	1	5,000	平成29年4月1日	
	33	病院 給食室付近	病院1F	2	2,000	平成29年4月1日	
	34	病院 新外来診療棟西側出入り口付近	病院1F	1	2,000	平成29年4月1日	
	35	病院 新外来診療棟院外処方箋受付横	病院1F(紙コップ対応)	1	4,000	平成29年10月1日	
	36	病院	立体駐車場北側1階	1	3,900	平成29年4月1日	
	37	病院 立体駐車場階段	立体駐車場南側1階	1	2,000	平成29年4月1日	
小計				18	128,000		
合計				48	474,100		

平成29年 1月1日開始	15
平成29年 4月1日開始	31
平成29年10月1日開始	2
	48

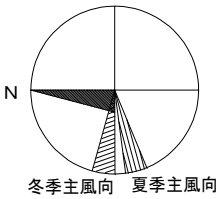
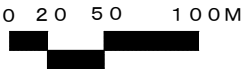
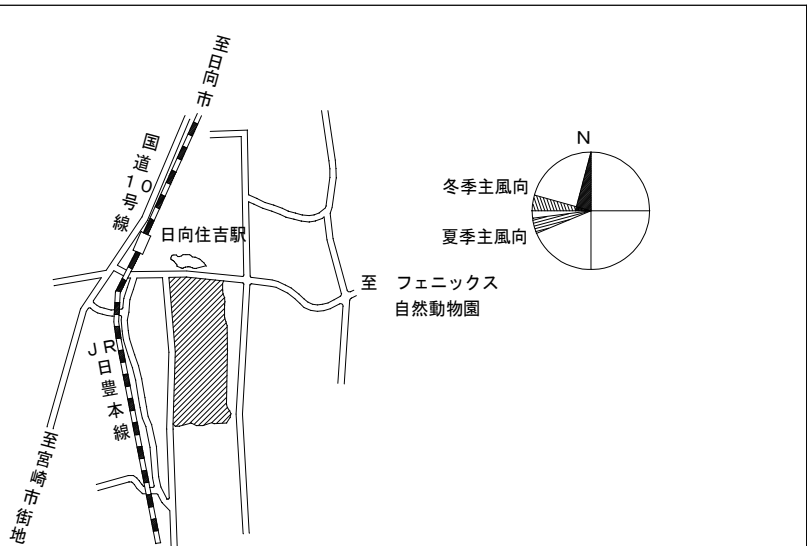
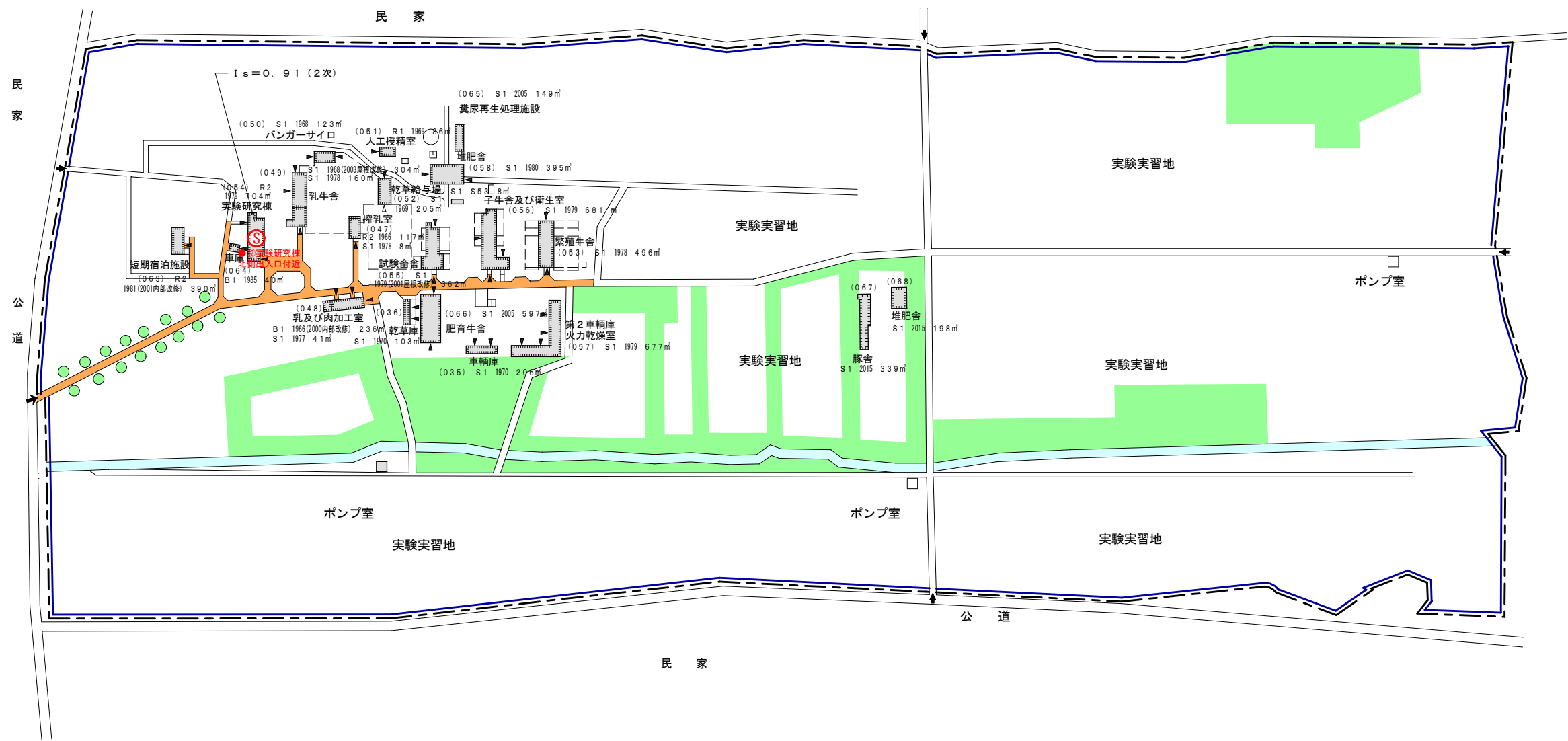


冬季主風向
夏季主風向



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学 校 番 号	学 校 名	作成年度
778,523㎡	43,573㎡	116,843㎡	5.6%	15.0%	4,010人	教育学部、工学部、農学部、地域資源創成学部 大学図書館、産学・地域連携センター、教育・学生支援センター、 707/717科学実験総合センター、情報基盤センター、 安全衛生保健センター、国際連携センター、大学事務局庁舎	030	木花団地	宮崎市学園木花台西1丁目1番地	0532	宮崎大学	2016

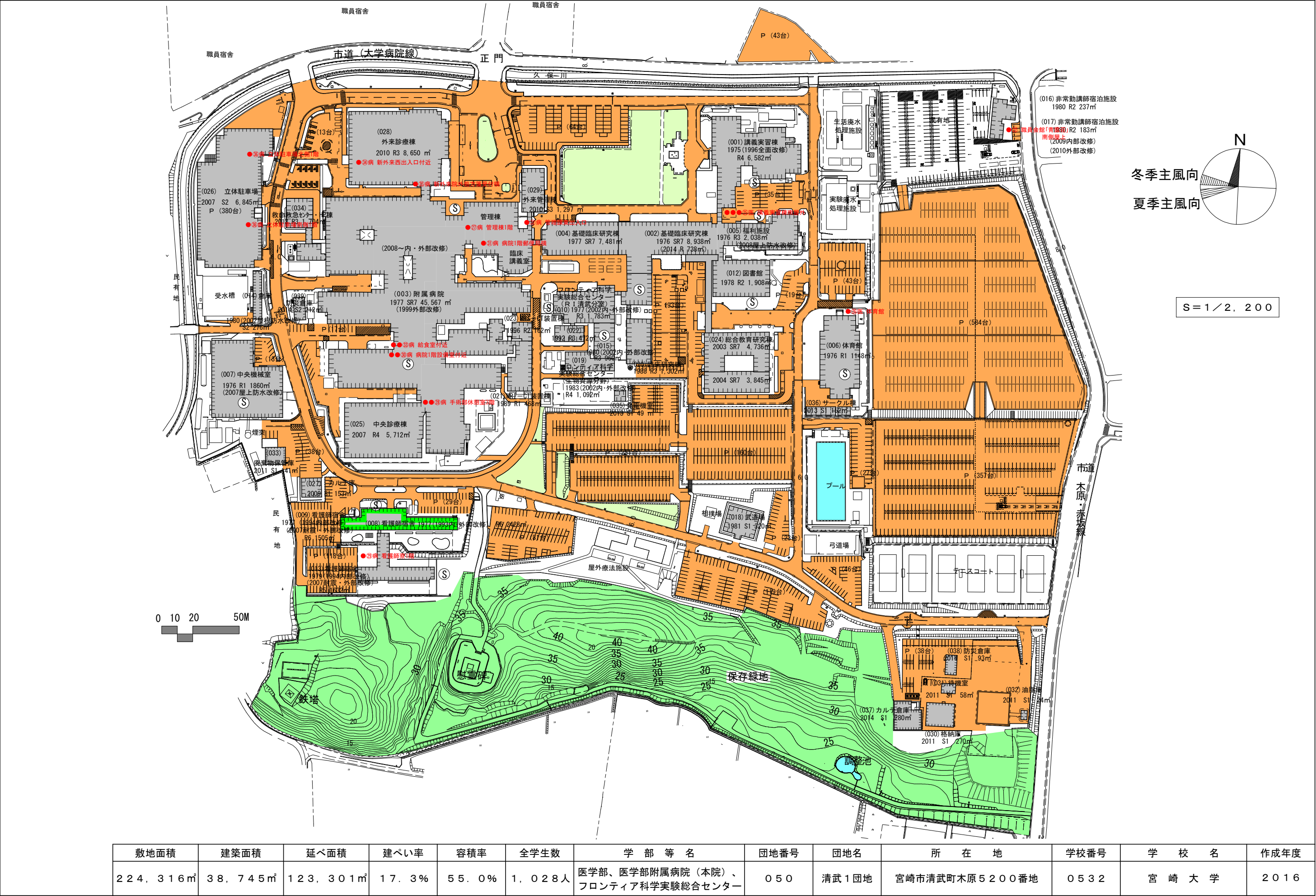
配置図



S=1/4,000

敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
502,040m ²	6,203m ²	6,617m ²	1.2%	1.3%	74人	農学部附属フィールド科学教育研究センター(住吉フィールド)	009	住吉団地	宮崎市大字島之内10100番地1	0532	宮 崎 大 学	2016

配置図



不 動 産 貸 付 契 約 書 (案)

貸付人 国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 (以下「貸付人」という。)と
借受人 (以下「借受人」という。)との間において、下記の条項により国立大学法人宮崎大学の不動産の貸付に関する契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人並びに借受人は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在 本学構内 (本学が指定する場所)
区 分 土地
数 量 96 m²
使用箇所及び設置期間 (別紙) 自動販売機設置場所詳細条件のとおり

(使用目的)

第3条 借受人は、前条の物件を (別紙) 貸付条件に基づき、自動販売機設置の用に供しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、平成29年1月1日から平成32年3月31日までとする。

(貸付料及び延滞金)

第5条 貸付料は年額 円 (消費税及び地方消費税は非課税) とする。

2 借受人は前項に定める貸付料を国立大学法人宮崎大学出納役の発する請求書により、次のとおり納入しなければならない。

回数	支払期日	貸付料支払額
1回	平成 年 月 日	円

3 支払期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(貸付料の改訂)

第6条 貸付人は、経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、貸付料の改定を申し出ることができる。

(経費の負担等)

第7条 借受人は、当該貸付物件に付帯する電話、冷暖房、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第8条 貸付物件は、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程第18条第1項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、借受人は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、借受人の負担とし、その費用は貸付人に対し請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 借受人は、貸付期間中、貸付物件を第3条の使用目的以外に供してはならない。

- 2 借受人は、貸付人による事前の承認がない限り、本契約の全部又は一部を第三者に転貸できない。なお、貸付人の事前の承認を得て第三者に転貸する場合には、借受人は当該第三者に対し、本契約における借受人の義務と同様の義務を遵守させ、その行為については一切の責任を負うものとする。
- 3 借受人は、貸付物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって国立大学法人宮崎大学長の承認を受けなければならない。

(契約解除)

第10条 貸付人及び借受人は、次の各号の1に該当するときは、契約の解除又は変更をすることができる。

- (1) 借受人が本契約に定める義務に違反したとき。
- (2) 貸付人が貸付物件を必要とするとき。ただし、契約解除の3ヶ月前までに借受人に通知するものとする。
- (3) 借受人が不動産使用の解除を申し出たとき。ただし、契約解除の3ヶ月前までに貸付人に通知するものとする。
- (4) 借受人が貸付料及び延滞金を催告された日から起算して30日以内に支払いに応じないとき。
- (5) 第10条の(1)、(3)及び(4)において契約の解除が行われた場合には、既に請求書が発行された分の金額に加え、貸付料の10分の1以上の金額を違約金として徴収するものとする。
- (6) 第10条の(2)において契約の解除が行われた場合には、契約履行年度分の金額のみを徴収するものとする。
- (7) 既に徴収した貸付料は原則として返金しない。

(談合に関する条項)

第11条 借受人は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、貸付料（本契約締結後、貸付料の変更があった場合には、変更後の貸付料）の10分の1に相当する額を違約金として貸付人が指定する日までに支払わなければならない。

- (1) 借受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下『独占禁止法』という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は借受人が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が借受人又は借受人が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、借受人が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、その証明を貸付人が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、借受人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 借受人(借受人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、貸付人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、貸付人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 借受人は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなつた場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を貸付人に提出しなければならない。

第12条 借受人が前条の違約金を貸付人の指定する期間内に支払わないときは、借受人は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を貸付人に支払わなければならない。

(原状回復)

第13条 貸付人が契約を解除したとき、又は貸付期間が満了したときは、借受人は、自己の負担で、貸付人の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人が特に承認したときは、この限りでない。

2 借受人が原状回復の義務を履行しないときは、貸付人は、借受人の負担においてこれを行うことができるものとし、借受人は、貸付人に対して原状回復に要した費用を支払わなければならない。この場合借受人は、貸付人に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第14条 借受人は、借受人の責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、借受人は、本契約書に定める義務を履行しないため貸付人に対し損害を被らせたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 契約解除が行われた場合においては、借受人は、貸付物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、貸付人に対し、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第16条 貸付人は、貸付物件について、随時に実地調査し、又は借受人に対し、所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(公租・公課)

第17条 貸付物件に係る公租・公課は貸付人の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し、疑義のあるときその他貸付物件の使用について疑義を生じたときは、貸付人の決定するところによるものとする。

(訴えの管轄)

第19条 本契約に紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄については、国立大学法人宮崎大学の所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所のみを専属の管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、貸付人・借受人は次に記名し印を押すものとする。

本契約書は2通作成し、各自で1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

貸付人 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事

借受人

貸 付 条 件

1. 貸付物件の概要

- (1) 貸付物件名
 - ・宮崎大学構内における自動販売機設置場所の不動産貸付
- (2) 使用目的
 - ・宮崎大学における飲料用自動販売機(以下「自動販売機」という。)について、以下の条件に基づき設置、運営するものとする。
- (3) 設置場所 別紙自動販売機設置場所詳細条件のとおり
- (4) 設置台数
 - ・自動販売機:飲料用48台
 - ・自動販売機で販売する缶・ペットボトル等に対応する回収ボックス:必要数
- (5) 設置面積 1台当たり2㎡以下とする
- (6) その他
 - ・電気メーター設置及び電源工事については、設置者の負担により工事を行うこと。

2. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

- (1) 自動販売機の規格等
 - ① 外観色は設置場所周辺の施設等と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上、決定するものとする。
 - ② 省エネ、バリアフリー、環境に配慮した自動販売機を設置するものとする。
 - ③ その他特に指定のない事項については、全国清涼飲料工業会制定の「自動販売機自主ガイドライン」を基に、安全管理、防犯対策、転倒防止等に努めること。
- (2) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの規格
 - ア 素材はプラスチック製又は金属製とし、外観色は設置場所周辺の施設等と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上、決定するものとする。
 - イ 回収頻度を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積を有すること。
 - ウ 収容の対象となる容器を明記し、投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けがあるものとし、一般ゴミとの混入防止を図ること。
 - エ 回収ボックスは、一般ゴミを除く、アルミ製缶、スチール製缶、ペットボトルなど設置する容器に合わせて設置するものとする。
 - ② 使用済み容器の処理
 - 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (3) 自動販売機の設置及び管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
 - ② 設置者の設置した自動販売機の管理の委託を受けた者(以下「管理者」という。)を別に設ける場合には、設置者が本学に対して管理者の氏名、連絡先等を書面で通知す

ること。(書式は自由)

- ③ 設置者において、「自販機統一ステッカー」若しくはこれに準ずるステッカーを貼付、設置者、管理者(設置した自動販売機の維持・管理を行うもの)、並びに故障、苦情等の連絡先を明記すること。
- ④ 設置者又は管理者において、専門技術を有するサービス員による保守業務を随時行つて維持に努めること。
- ⑤ 設置者又は管理者は、故障時には 1 時間以内に故障対応を行う体制を有していること。
- ⑥ おぎゃー献金に対応する自動販売機を本学が指定する場所及び台数(最大5台)を設置すること。
※おぎゃー献金(URL:<http://www.ogyaa.or.jp/>)
- ⑦ 災害時に非常用飲料水として対応する自動販売機を本学が指定する場所及び台数(最大10台)を設置すること。

3. 販売商品の種類等

(1) 種類

・酒類を除く、お茶、ジュース等とする。なお、本学が商品の設置を許可しない場合には当該商品を設置しないこと。

(2) 販売価格(消費税込)

・メーカー小売希望価格より10円減額した価格とする。

ただし、医学部附属病院内に設置したものにおいては、メーカー小売り希望価格とする。

4. 不動産貸付料

・落札価格とする。

5. 電気料等

・設置されたメーターにより計測した使用量に基づき、設置者が負担する。

6. 設置にかかる費用

・自動販売機、使用済み容器回収ボックス及び電気メーターの設置、維持管理及び撤去にかかる費用は、設置者が負担する。

7. 自動販売機設置に伴う事故

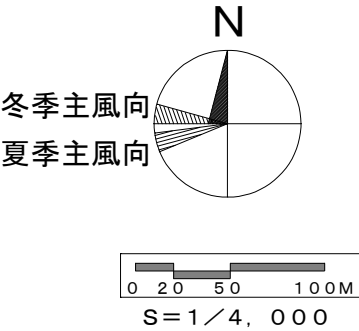
・本学の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うものとする。

8. 商品等の盗難及び破損

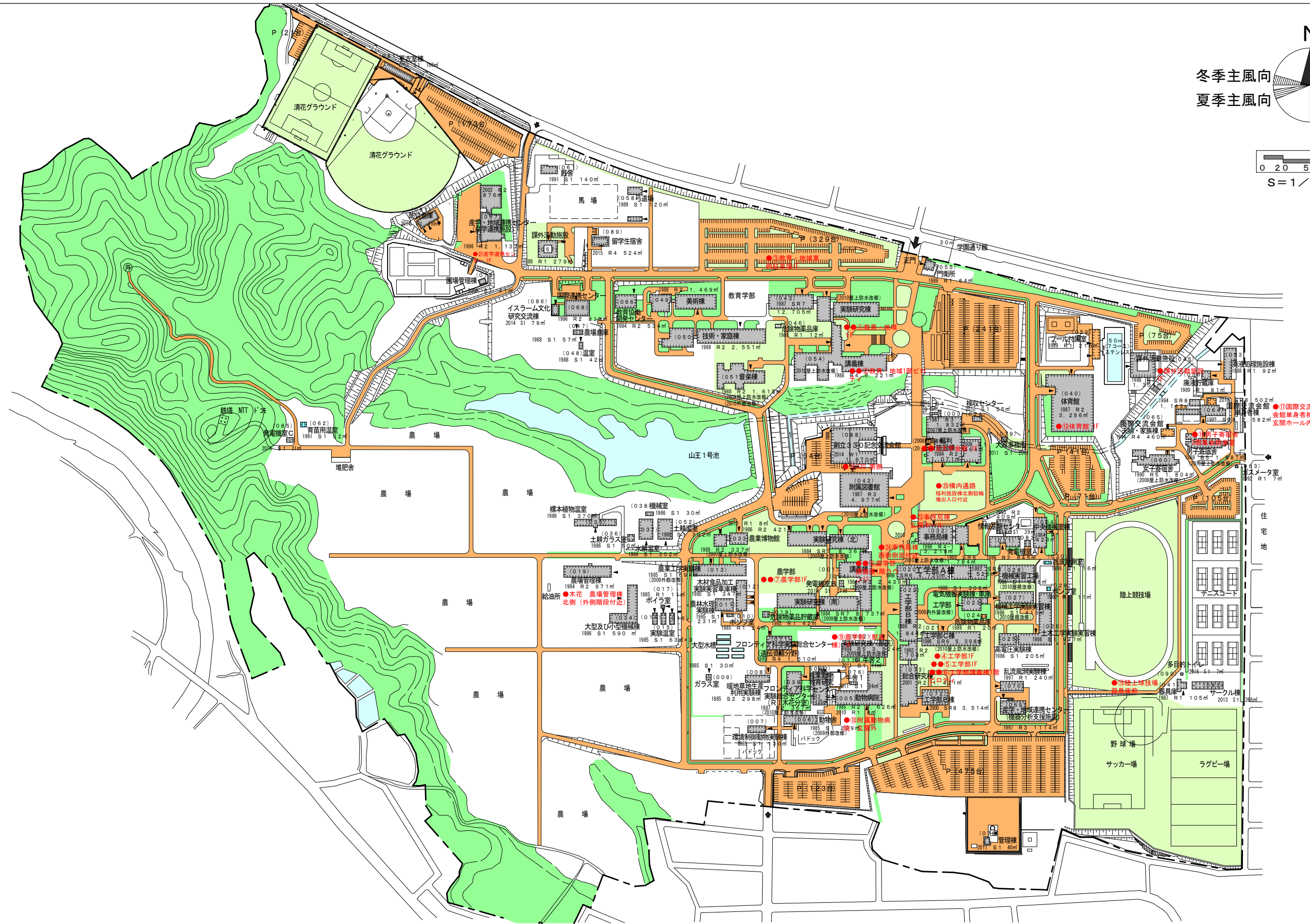
(1) 本学の責に帰することが明らかな場合を除き、本学はその責を負わない。

(2) 設置者は商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により、速やかに復旧しなければならない。

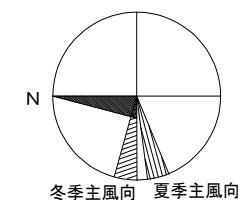
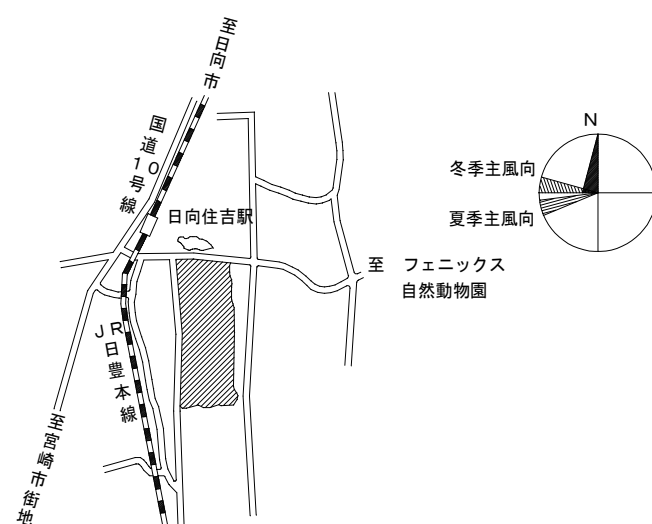
以上。



冬季主風向
夏季主風向



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学 校 番 号	学 校 名	作成年度
778,523㎡	43,573㎡	116,843㎡	5.6%	15.0%	4,010人	教育学部、工学部、農学部、地域資源創成学部 大学図書館、産学・地域連携センター、教育・学生支援センター、 707/717科学実験総合センター、情報基盤センター、 安全衛生保健センター、国際連携センター、大学事務局庁舎	030	木花団地	宮崎市学園木花台西1丁目1番地	0532	宮崎大学	2016



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
502,040㎡	6,203㎡	6,617㎡	1.2%	1.3%	74人	農学部附属フイルト [*] 科学教育研究センター(住吉フイルト [*])	009	住吉団地	宮崎市大字島之内10100番地1	0532	宮 崎 大 学	2016

配置図

